

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第8号	
事故等種類	衝突（灯標）	
発生日時	平成22年11月24日 19時56分ごろ	
発生場所	関門港若松区 福岡県北九州市若松航路第4号灯標 (概位 北緯33°56.0′ 東経130°50.9′)	
事故等調査の経過	平成23年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第七 ^{しょうじゅ} 松寿丸、199トン 134574、有限会社松尾海運、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 右舷船尾部に擦過傷 灯標 防護枠を曲損、レーダーリフレクターを損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、約9ノットの対地速力で手動操舵により若松航路を西南西進中、若松航路第4号灯標（以下「本件灯標」という。）付近にいた漁船を避けようとして左転したところ、平成22年11月24日19時56分ごろ、右舷船尾部が本件灯標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波 ほとんどなし	
その他の事項	本件灯標付近の航路内には、本事故当時、漁船が1隻おり、また、本件灯標と若松航路第3号灯標の間の航路内に漁船が1隻及び本件灯標付近の航路外に反航船がいた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、若松航路を西南西進中、本件灯標付近にいた漁船を避けようとして左転したところ、本件灯標に衝突したものと考えられる。 船長は、若松航路内及び航路外の漁船や反航船の動静を見ることに意識を集中し、本件灯標までの距離を確認しなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、若松航路を西南西進中、船長が、本件灯標付近にいた漁船を避けようとして左転した際、本件灯標までの距離を確認しなかったため、本件灯標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	